

## 静岡市環境影響評価条例の対象事業及び規模要件一覧（現状）

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内（③以外）	② 都市計画区域外（③以外）	③ 特定区域内※
1 道路の建設			
高規格幹線道路	すべて	すべて	すべて
一般国道等	4車線以上・7.5km以上	4車線以上・3.75km以上	土地形状変更5ha以上
林道	幅員6.5m以上・15km以上	幅員6.5m以上・7.5km以上	土地形状変更5ha以上
2 ダム又は放水路の建設			
ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積37.5ha以上	貯水面積5ha以上
放水路	土地形状変更75ha以上	土地形状変更37.5ha以上	土地形状変更5ha以上
3 鉄道の建設	長さ7.5km以上	長さ3.75km以上	土地形状変更5ha以上
4 飛行場の建設	滑走路長1,875m以上	同左	土地形状変更5ha以上
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25万kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
水力発電所	出力2.25万kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
6 廃棄物処理施設の建設			
ごみ焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上	処理能力75kℓ/日以上	土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
7 埋立又は干拓	面積25ha以上	—	面積5ha以上
8 土地区画整理事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
9 新住宅市街地開発事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
10 新都市基盤整備事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
11 流通業務団地造成事業	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
12 住宅団地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
13 工業団地の造成 (メガソーラー含む)	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
14 農用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
15 残土の処分	面積25ha以上	面積12.5ha以上	土地形状変更5ha以上
16 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
17 レクリエーション施設用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
18 複合開発用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
19 下水道終末処理場の建設	面積7.5ha以上	—	面積5ha以上
20 工場等の建設 (火力発電所含む)	排出ガス量10万Nm <sup>3</sup> /時以上 又は 排水量1万m <sup>3</sup> /日以上	左同	左同
21 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	左同	左同
22 リゾートマンション又はリゾートホテルの建設	延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	左同	土地形状変更5ha以上
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更5ha以上
24 河川又は海岸の改変 (国土保全を目的とするものを除く)	—	—	土地形状変更5ha以上

※【特定区域】＝南アルプスユネスコエコパークの区域、南アルプス国立公園特別地域、  
奥大井県立自然公園特別地域、日本平・三保の松原県立自然公園特別地域